

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社C営業所（以下「事業場」という。）に所属し、事業場が契約するビルの清掃業務に従事していた。請求人は、清掃作業において、1日に3回、カートから掃除機を取り出す作業を行っていた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、清掃のため左手をカートに入れ、高さ約〇cmのカートから重量約〇kgの掃除機を取り出す作業（以下「本件作業」という。）をしたところ、左脇腹からポクンと音がしたという。
請求人は、その後、数日間様子を見ていたが、痛みがきつくなつたとして、同月〇日、D病院に受診し、「左第7肋骨骨折」（以下「本件負傷」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件負傷が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、請求人を含む○名の作業員が通常業務として行う本件作業の際に、本件負傷が発生したと主張するが、一方で、本件負傷発生時にカートの縁に胸をぶつけたわけではないとも述べており、胸部への外力が加わったことによる災害性の負傷であるとは認められないものである。

この点、E医師は「災害発生状況は胸部に強い圧迫や打撲等はなく、左手で掃除機を持ち上げた際に左肋骨を骨折している。しかし、通常の業務では起きることはまれであり、本人の素因が大きく関与しているものと考えられる。」として、本件作業と本件負傷との間の医学的相当因果関係については否定的な意見を述べている。

当審査会としても、改めて一件記録を精査したが、本件作業が過重なものであったとは考え難く、同医師の意見は妥当であると思われることから、請求人に係る本件負傷は、業務上の事由とは認められないものと判断する。

- (2) 請求人は、監督署は事業場関係者の言いなりである旨主張しているところ、当審査会では、事実認定に係る関係者の申述及び証拠については各位の立場や事情を十分に斟酌して、その採否を決定しており、本件についても、上記事業場関係者の申述については、その信憑性や矛盾の有無について精査したものであることを付言する。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。